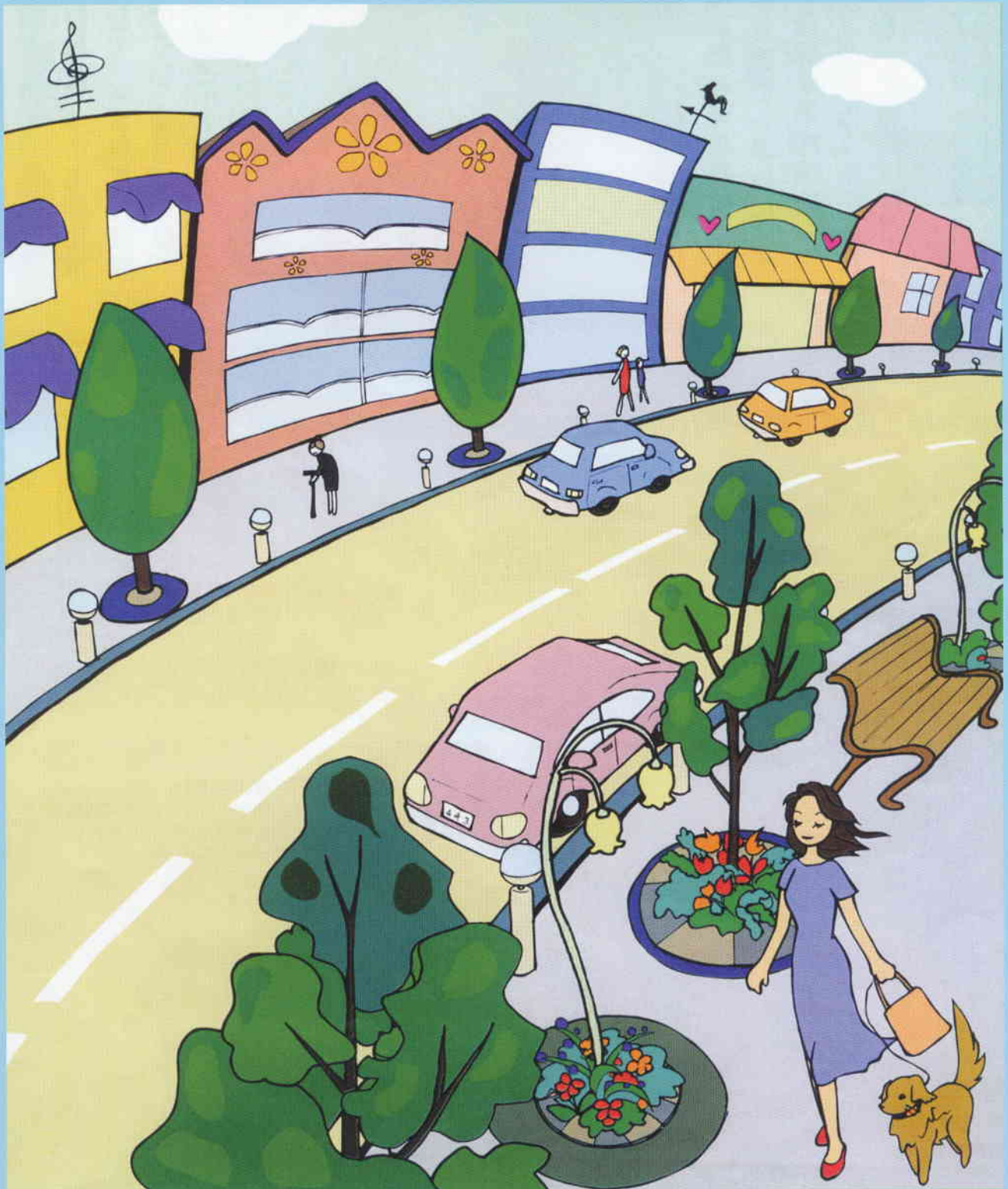


キープ 堺 クリーン ごみのないきれいで快適なまちをめざして

堺市まち美化
促進プログラム



堺市環境事業部

きれいで快適な まちづくりを 推進する施策。

市ではこれを受けて「堺市まちの美化を推進する条例」を制定、10月1日から施行しました。そして、基本方針を具体的に展開する施策の一つとして、アドプト制度を取り入れた、「堺市まち美化促進プログラム」をスタートさせました。

堺市では、平成13年4月に、学識経験者、市民の代表、事業者などで構成された、「堺市美化推進懇話会」から、市長に対して、「まちを汚さない人づくり」「ごみを捨てにくいまちづくり」「市民・事業者・行政の三者協働によるまちづくり」などの基本的な方向がうたわれた「まちの美化に関する提言」がありました。

*アドプト「adopt」とは、英語で「子にする」を意味します。アドプト制度は、「公共スペース」「子」を「市民のみならず事業者の方」「親」が引き受け、定期的な清掃活動をおこなうことで快適なまちづくりを進めるものです。

堺市まち美化促進プログラムの考え方とは…

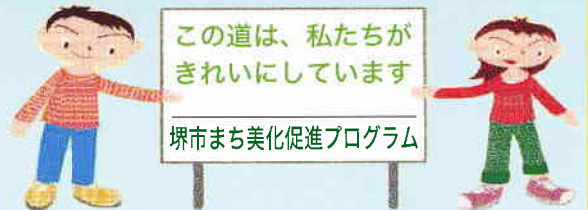
通行者の美化意識を高めるため

アドプトサイン清掃活動区間にサインボードを設置します。

[場所によっては設置できない場合もあります]

アドプトサイン

清掃活動区間等を看板などで表示します



親【清掃実行者】

市民

事業者



契約

契約

子【アドプト】

…清掃活動する区間…

行政

- 清掃区間の選定
- ボランティア保険の加入
- 清掃用具の貸与を行います。



堺市まち美化促進プログラムの手続きの流れ

1

市は、歩道などの公共の一定区間において、自主的な環境美化活動を行う、おおむね5人以上の美化活動者(ボランティア)を募集する。

堺市まち美化促進事業実施団体認定申込書

年 月 日

堺市長 様

申込人 住所 _____

氏名 _____
(団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名)

電話番号 _____

2

堺市まち美化促進事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

氏名 <small>(団体にあつては、名称及び代表者氏名)</small>			
住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>			
電話番号	FAX番号		
サインボード表示名			
美化活動に参加する者の人数			

市の募集に応募する方は、申込書に必要事項を記入し、申し込む。

3

市は、申し込みの内容が適正であるか審査する。

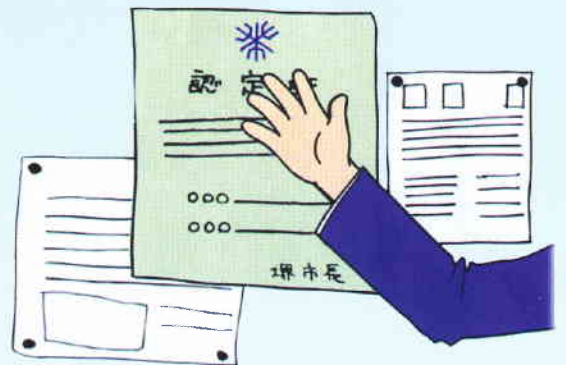


4



審査の結果、申し込みの内容が適正であると認められた場合は、申し込んだ方を正式に美化活動者とし、その代表者と市長との間で一定の事項について協定を締結する。

5



市は、協定に基づく美化活動者の活動場所を「美化活動区域」として認定する。

6

市は、協定に基づき美化活動者に清掃用具の貸与、ボランティア保険の加入などの支援を行う。



7

美化活動者は協定に基づき自主的に環境美化活動を行った後、定められたところに、ごみ袋などに入れ集めておく。



8

市は、美化活動者により集められたごみを処理する。



9

市は、協定に基づき美化活動区内に美化活動者の名称が表示されたサインボードを設置する。



堺市まち美化 促進プログラム

「堺市まち美化促進プログラム」とは
アドプト・プログラムの手法を取り入れた
堺市まち美化を推進する条例で規定する
「きれいで快適なまちづくりを推進する施策」の名称です。



お問い合わせ

堺市環境事業部

590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL. 072-228-7429

FAX. 072-229-4454

堺市まち美化促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する道路その他の公共施設の一定区域における清掃、緑化等のボランティア活動（以下「美化活動」という。）を行おうとする自治会、企業その他の団体に対し支援等を行う堺市まち美化促進プログラム（以下「まち美化促進プログラム」という。）の実施について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 この要綱の支援等の対象となる団体は、原則として月1回以上美化活動を行う自治会、商工業者等の地域住民団体並びに教育機関、行政機関、法人及びその従業員から成る団体（おおむね5人以上）で、第5条第1項に規定する協定を締結したもの（以下「実施団体」という。）とする。

(申込み)

第3条 実施団体となることを希望する団体は、堺市まち美化促進実施団体認定申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、実施団体となることが適当と認められるときは、その団体と協議のうえ、美化活動を行う区域（以下「美化活動区域」という。）を決定するとともに、まち美化促進プログラムに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定には、その目的、美化活動区域、実施団体と堺市との役割分担、美化活動中の安全の確保、協定の解除、その他必要事項について定めるものとする。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により協定を締結したときは、実施団体に対して美化活動を行う者であることを証する認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(支援の内容)

第7条 市長は、実施団体が回収等を行ったごみの処理に協力するとともに、実施団体の申出により、別に定める基準に基づき、清掃用具の貸出しを行うものとする。

(サインボードの設置)

第8条 市長は、協定に基づき、美化活動区域内又はその近隣区域に美化活動区域を示すサインボードを設置する。

(報告)

第9条 市長は、美化活動の状況について、実施団体に報告を求めることができる。

2 実施団体は、美化活動中に事故等が発生したときは、速やかに、その旨を堺市美化活動時事故等報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(覚書の締結)

第10条 市長は、美化活動区域内に大阪府の管理する施設が存するときは、当該施設の管理者と当該施設に係る美化活動における双方の役割及び費用の負担等について覚書を締結するものとする。

(委任)

第11条 第7条に規定する清掃用具の貸出準備及びその他まち美化促進プログラムの施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。